

31. 食品の小分け業

- 菓子製造業、乳製品製造業（固形物の製造に係る営業に限る。）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業において製造した食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業です。
- 調理や小売販売における小分けは対象になりません。

